

1 報告事項

(1) 沖縄県内の障害者福祉等の状況

① 障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数推移（年度末時点）

(単位：件、%)

身体障害者手帳

障害別	H 2 5			H 2 6			H 2 7		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
視覚障害	4,237	△ 392	-8.5%	4,163	△ 74	-1.7%	4,194	31	0.7%
聴覚・平衡機能障害	7,312	△ 571	-7.2%	7,494	182	2.5%	7,713	219	2.9%
音声・言語・そしゃく機能障害	818	△ 111	-11.9%	842	24	2.9%	840	△ 2	-0.2%
肢体不自由	29,398	△ 2,492	-7.8%	29,426	28	0.1%	29,565	139	0.5%
内部障害	25,417	△ 1,259	-4.7%	26,197	780	3.1%	27,004	807	3.1%
心臓機能障害	17,634	△ 235	-1.3%	18,206	572	3.2%	18,769	563	3.1%
じん臓機能障害	4,905	△ 466	-8.7%	5,052	147	3.0%	5,192	140	2.8%
呼吸器機能障害	1,032	△ 372	-26.5%	998	△ 34	-3.3%	1,012	14	1.4%
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1,521	△ 220	-12.6%	1,568	47	3.1%	1,606	38	2.4%
免疫機能障害	245	22	9.9%	290	45	18.4%	328	38	13.1%
肝臓機能障害	80	12	17.6%	83	3	3.8%	97	14	16.9%
等級不明等	23	△ 7	-23.3%	24	1	4.3%	20	△ 4	-16.7%
計 (A)	67,205	△ 4,832	-6.9%	68,146	941	1.4%	69,336	1,190	1.7%

※ 平成25年度については、那覇市交付分も含めた数字である。（平成25年4月から那覇市の中核市移行に伴い身障手帳業務を移管

※ 平成25年度においては、市町村調査に基づく死亡報告（過去未報告者）に基づく台帳整理により大幅減となっている

療育手帳

級別	H 2 5			H 2 6			H 2 7		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
重度・重度 (A 1、A 2)	4,409	212	5.1%	4,568	159	3.6%	4,673	105	2.3%
中度・軽度 (B 1、B 2)	9,185	251	2.8%	9,649	464	5.1%	10,031	382	4.0%
計 (B)	13,594	463	3.7%	14,217	623	4.6%	14,704	487	3.4%

精神障害者保健福祉手帳

級別	H 2 5			H 2 6			H 2 7		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
1級	5,782	738	14.6%	6,377	595	10.3%	7,071	694	10.9%
2級	12,210	760	6.6%	13,141	931	7.6%	13,881	740	5.6%
3級	3,255	424	15.0%	3,595	340	10.4%	3,953	358	10.0%
計 (C)	21,247	1,922	10.9%	23,113	1,866	8.8%	24,905	1,792	7.8%

総計	102,046	△ 2,447	-2.3%	105,476	3,430	3.4%	108,945	3,469	3.3%
----	---------	---------	-------	---------	-------	------	---------	-------	------

【出典】

身体・療育：福祉行政報告例

精神：沖縄県における精神保健福祉の現状（沖縄県保健医療部健康長寿課）

※H27は健康長寿課担当より提供

② 障害福祉サービスの利用者数・事業所数・サービスマスの推移

障害者の増、対象者の拡大、障害福祉サービス等に係る制度改正等により、障害福祉サービス等に係る需要が増大し、利用者及び事業所が増加している。

○ 障害福祉サービス年度毎利用者数推移

平成23年10月時点	平成24年10月時点			H25年10月時点			H26年10月時点			H27年10月時点			過去3年平均増加率	
	利用者数	増減数	増加率	利用者数	増減数	増加率	利用者数	増減数	増加率	利用者数	増減数	増加率		利用者数
10,645	16,649	6,004	56.4%	19,449	2,800	16.8%	21,808	2,359	12.1%	24,668	2,860	13.1%	14.0%	

○ 障害福祉サービス事業所数推移

H23年度末	H24年度末			H25年度末			H26年度末			H27年度末			過去3年平均増加率	
	事業所数	増減数	増加率	事業所数	増減数	増加率	事業所数	増減数	増加率	事業所数	増減数	増加率		事業所数
970	1,372	402	41.4%	1,831	459	33.5%	2,071	240	13.1%	2,318	247	11.9%	19.5%	

※ただし、サービス毎にカウントしているため、多機能型(一つの事業所で複数のサービスを提供)はダブルカウントとなっている。

障害者の増、障害福祉サービス等に係る制度改正等により、障害福祉サービス等に係る需要が増大し利用者及び事業所も増加、サービス費も急激に増加している。

○障害福祉サービス費等の年度毎の推移

事業の分類		H25年度	H26年度	H27年度(暫定)	平均伸び率
I 障害福祉サービス費等合計③ (小計①+②)		24,460,468,435	26,564,288,713	28,578,342,529	9.0%
障害福祉サービス費	訪問系サービス	1,758,401,080	1,876,024,680	1,962,589,793	6.5%
	居宅介護	10.8%	8.6%	7.6%	
	同行援護	8.1%	6.7%	4.6%	
	行動援護	55.8%	27.5%	20.7%	34.7%
	重度訪問介護	91,903,045	81,720,231	91,100,823	-3.9%
		-12.2%	-11.1%	11.5%	
	重度障害者等包括支援	994,445,079	1,041,955,640	1,186,240,368	9.3%
		9.2%	4.8%	13.8%	
		0	0	0	
	訪問系サービス 小計①	2,997,854,433	3,194,840,783	3,475,496,340	8.2%
		9.4%	6.6%	8.8%	
	短期入所	420,000,211	464,608,878	485,057,060	11.9%
	療養介護(医療を除く)	1,276,921,852	1,316,638,343	1,322,489,877	5.1%
		11.7%	3.1%	0.4%	
	生活介護	7,920,981,933	8,375,263,494	8,814,398,038	6.5%
		8.5%	5.7%	5.2%	
	共同生活介護(CH)	399,164,450	39,573,289	5,468,970	-40.8%
		53.9%	-90.1%	-86.2%	
	施設入所支援	2,939,400,242	3,053,033,046	3,151,466,717	6.2%
		11.6%	3.9%	3.2%	
	自立訓練(機能訓練)	54,975,223	72,359,024	80,503,425	15.2%
		2.8%	31.6%	11.3%	
	自立訓練(生活訓練)	639,645,321	607,190,092	597,038,822	2.1%
		13.0%	-5.1%	-1.7%	
	宿泊型自立訓練	188,857,189	186,066,882	120,665,135	-12.4%
		-0.5%	-1.5%	-35.1%	
	就労移行支援	1,311,296,207	1,313,451,700	1,261,458,709	0.1%
	4.1%	0.2%	-4.0%		
就労移行支援(養成施設)	972,834	966,941	1,066,690	4.2%	
	2.8%	-0.6%	10.3%		
就労継続支援(A型)	1,215,984,313	1,638,037,739	2,145,920,838	38.1%	
	48.6%	34.7%	31.0%		
就労継続支援(B型)	4,464,041,111	5,123,167,436	5,672,159,872	15.3%	
	20.4%	14.8%	10.7%		
共同生活援助(GH)	630,373,116	1,179,091,066	1,445,152,036	40.0%	
	10.5%	87.0%	22.6%		
旧法施設支援	0	0	0		
	-100.0%				
訪問系サービスを除く介護給付費等 小計②	21,462,614,002	23,369,447,930	25,102,846,189	9.1%	
	11.0%	8.9%	7.4%		
II 相談支援給付費等合計 小計④		153,417,244	310,763,511	450,786,582	149.4%
	300.7%	102.6%	45.1%		
地域相談支援給付費	8,337,500	4,917,230	1,371,720	-62.8%	
	-75.2%	-41.0%	-72.1%		
特別地域相談支援給付費	0	0	0		
計画相談支援給付費	145,079,744	305,846,281	449,414,862	1055.7%	
	3009.4%	110.8%	46.9%		
III 障害児相談支援給付費合計 小計⑤		34,709,500	79,561,952	310,031,529	328.1%
	565.5%	129.2%	289.7%		
障害児相談支援給付費	34,709,500	79,561,952	310,031,529	328.1%	
	565.5%	129.2%	289.7%		
特別障害児相談支援給付費	0	0	0		
IV 障害児通所給付費等合計 小計⑥		3,411,425,045	4,379,447,634	5,034,797,956	27.5%
	39.0%	28.4%	15.0%		
障害児通所給付費	3,394,531,075	4,364,242,974	5,015,936,174	27.5%	
	39.0%	28.6%	14.9%		
特別障害児通所給付費	0	0	558		
高額障害児通所給付費	2,213,204	2,366,653	2,863,765	46.2%	
	110.6%	6.9%	21.0%		
肢体不自由児通所医療費	14,680,766	12,838,007	15,997,459	13.3%	
	27.8%	-12.6%	24.6%		
V その他 給付費等合計 小計⑦		598,380,510	607,792,282	537,206,145	-2.1%
	3.9%	1.6%	-11.6%		
高額障害福祉サービス費	2,225,232	2,442,925	2,955,933	66.1%	
	167.5%	9.8%	21.0%		
特定障害者特別給付費	596,032,948	599,252,240	534,220,212	-2.1%	
	4.0%	0.5%	-10.9%		
特別特定障害者特別給付費	122,330	6,097,117	30,000	1566.9%	
	-84.0%	4884.2%	-99.5%		
小計	598,380,510	607,792,282	537,206,145		
サービス利用計画作成費	0	0	0		
	-100.0%	0.0%	0.0%	-33.3%	
小計	0	0	0		
合計(I~V)		28,658,400,734	31,941,854,092	34,911,164,741	
前年度比		14.0%	11.0%	9.0%	11.3%

報道関係者 各位

平成 28 年 12 月 13 日

沖縄労働局 職業安定部

職業安定部長：松嶋 歩

職業対策課長：天願 秀美

電話：098-868-3701

平成28年 障害者実雇用率(民間企業)2.34% 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

～沖縄県内の障害者雇用状況報告の集計結果～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率)以上の障害者を雇うことを義務づけており、沖縄労働局では、同法の規定に基づき、沖縄県内の障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日時点の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

このほど、その集計結果を取りまとめましたので公表します。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率 2.0%)

- ・ 実雇用率は、2.34% (前年 2.29%) と前年より 0.05 ポイント上昇し過去最高を更新
- ・ 実雇用率 2.34%は、全国 7 位(前年 6 位)
- ・ 雇用障害者数は、3,697.0 人(前年 3,540.5 人)と前年より 4.4%増加となり、過去最高を更新
- ・ 対象企業 883 社中、法定雇用率達成企業は 533 社。
- ・ 対象企業に占める法定雇用率達成割合は、60.4%(前年 60.3%)

<県の機関等>

- ・ 県 の 機 関 (法定雇用率 2.3%) → 実雇用率は、2.64%(前年 2.74%)
- ・ 県教育委員会 (法定雇用率 2.2%) → 実雇用率は、2.20%(前年 2.26%)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率 2.0%)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業 883 社(雇用率算定の対象となる 50 人以上規模の企業)に雇用されている障害者数は、3,697.0 人(前年 3,540.5 人)で前年より 156.5 人(4.4%)増加し、過去最高を更新した。雇用者のうち、身体障害者は 2,196.5 人で前年より 5.5 人(0.2%)減少したが、知的障害者は 1,072.0 人で前年より 104.5 人(10.8%)、精神障害者は 428.5 人で前年より 57.5 人(15.5%)増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。

- ・ 実雇用率は、2.34%（前年 2.29%）と前年より 0.05 ポイント上昇した。平成 28 年の全国平均の実雇用率は 1.92%であり、全国平均の実雇用率を 21 年連続で上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業数は、533 社（前年 525 社）と前年より 8 社増加した。
- ・ 雇用率達成企業割合は、60.4%（前年 60.3%）と前年より 0.1 ポイント上昇した。

(第 1 表)

○ 企業規模別の状況

- ・ 沖縄県の実雇用率 2.34%を上回ったのは、「300～500 人未満」の 2.81%、「500～1,000 人未満」の 2.83%であり、「50～100 人未満」「100～300 人未満」「1,000 人以上」については下回った。
- ・ 達成割合が高い企業規模は、「500～1,000 人未満」の 82.4%、「1,000 人以上」の 75.0%。
- ・ 達成割合が低い企業規模は、「50～100 人未満」の 54.0%となった。

(第 2 表)

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、前年に比べ雇用障害者数の増加幅が大きい業種は、「医療、福祉」が 1,049.0 人（前年 969.5 人）で 79.5 人増加、「サービス業」が 317.0 人（前年 290.5 人）で 26.5 人増加、「卸売業、小売業」が 721.0 人（前年 696.5 人）で 24.5 人増加となった。
 なお、「医療、福祉」及び「卸売業、小売業」の 2 業種で、全体の雇用障害者の 47.9%を占めている。
- ・ 法定雇用率を上回る業種は、「生活関連サービス業、娯楽業」4.36%、「農林漁業」3.09%、「複合サービス事業」3.10%、「医療、福祉」2.77%、「運輸業、郵便業」2.49%、「製造業」2.18%、「サービス業」2.13%、「卸売業、小売業」2.10%、「電気・ガス・熱供給・水道業」2.04%、「金融業、保険業」2.01%の 10 業種となった。

(第 3 表)

2 公的機関における在職状況（法定雇用率 2.3%、教育委員会 2.2%）

障害者の雇用が義務づけられている公的機関は、県の機関が 6 機関、市町村の機関が 54 機関であった。

(1) 県の機関は、全ての機関で法定雇用率を達成した。

- ・ 県の 5 機関に在職している障害者の数は 146.5 人で、前年より 2.5 人減少した。
 実雇用率は 2.64%（前年 2.74%）と前年より 0.10 ポイント低下した。
- ・ 県教育委員会に在職している障害者の数は 213.0 人で、前年より 3.0 人減少した。
 実雇用率は 2.20%（前年 2.26%）と前年より 0.06 ポイント低下した。

(第 4 表)

(2) 市町村の機関

- ・ 市町村の機関に在職している障害者は 291.5 人で、前年より 4.0 人増加した。
 実雇用率は 2.49%（前年 2.50%）と前年より 0.01 ポイント低下した。
- ・ 54 機関のうち、法定雇用率を達成した機関は 52 機関で、達成割合は 96.3%であった。

(第 5 表)

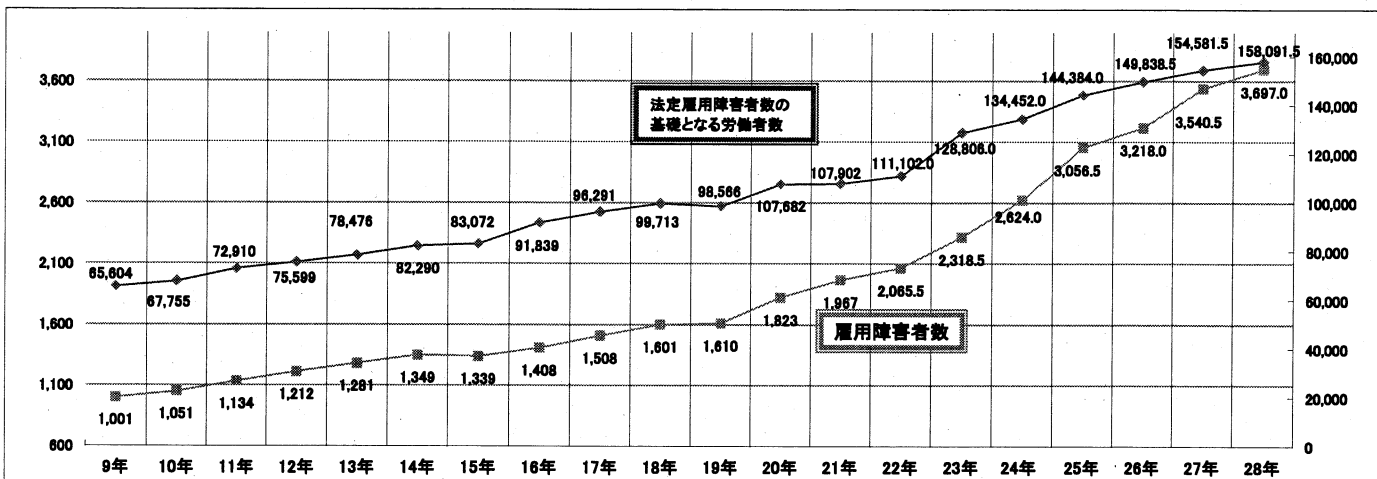
3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.3%）

- ・ 地方独立行政法人等 4 法人に雇用されている障害者の数は 19.0 人で、前年より 4.5 人減少した。
 実雇用率は 1.93%（前年 2.29%）と前年より 0.36 ポイント低下した。
- ・ 4 法人のうち、法定雇用率を達成した法人は 2 法人で、達成割合は 50%であった。

(第 6 表)

(1) 民間企業における雇用障害者の推移

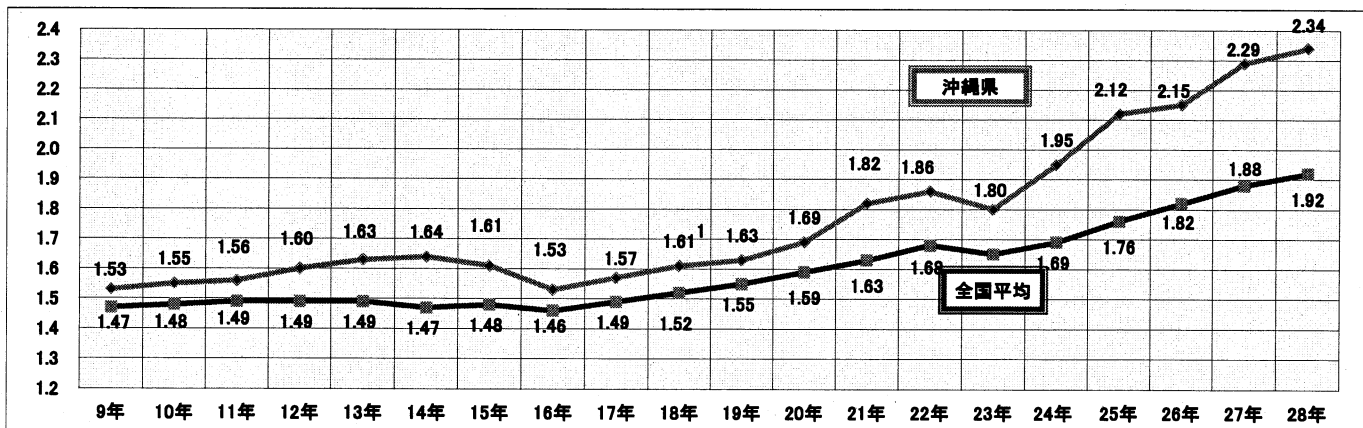
	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
雇用障害者数	1,001	1,051	1,134	1,212	1,281	1,349	1,339	1,408	1,508	1,601	1,610	1,823	1,967	2,065.5	2,318.5	2,624.0	3,056.5	3,218.0	3,540.5	3,697.0
法定雇用障害者数の基礎となる労働者数	65,604	67,755	72,910	75,599	78,476	82,290	83,072	91,839	96,291	99,713	98,566	107,682	107,902	111,102.0	128,806.0	134,452.0	144,384.0	149,838.5	154,581.5	158,091.5



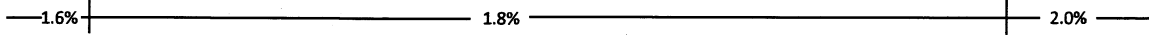
(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

(2) 民間企業における障害者実雇用率の推移

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	1.47	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92
沖縄	1.53	1.55	1.56	1.60	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15	2.29	2.34



<法定雇用率> 平成10年7月



平成25年4月

(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

学校基本調査 (H28・5・1現在)

6 特別支援学校

(1) 学校数及び学級数 (表20、表21)

学校数は18校(本校16校、分校2校)で前年度より1校増加している。

学級数は615学級で、前年度より1学級減少している。

表20 学校数

区分	計
平成24年度	(1) 16
25	(1) 16
26	(2) 17
27	(2) 17
28	(2) 18

表21 部別学級数

区分	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
平成24年度	559	10	221	141	187
25	580	9	222	153	196
26	601	11	230	161	199
27	616	11	232	164	209
28	615	9	227	158	221

※()は学校数のうち、分校の数。

(2) 在学者数 (表22)

在学者数は2,198人(男子1,405人、女子793人)で前年度より15人増加した。

内訳をみると、幼稚部で2人減、小学部で1人減、中学部では24人減、高等部で42人増となっている。

表22 学年別在学者数

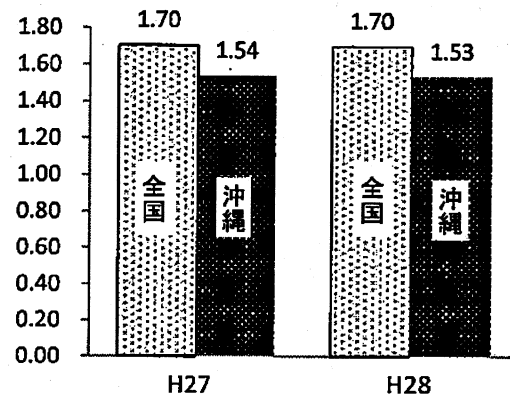
区分	計	幼稚部	小学部						中学部			高等部						
			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	専攻科				
平成24年度	2,014	44	633	95	106	101	94	123	114	442	141	151	150	895	299	291	285	20
25	2,076	42	646	111	99	112	101	99	124	477	172	149	156	911	312	291	286	22
26	2,145	46	651	110	112	108	113	105	103	506	173	179	154	942	323	304	291	24
27	2,183	39	672	109	115	112	112	115	109	506	149	179	178	966	319	314	306	27
28	2,198	37	671	93	110	112	117	122	117	482	150	152	180	1008	361	313	313	21

(3) 教員数 (図28)

本務教員数は、1,434人(男子567人、女子867人)で前年度より15人増加している。

1教員当たりの在学者数をみると、1.53人で全国と比較すると、0.17人少ない。

図28 1教員当たり在学者数(人)



小学校

表20 学級編制方式別児童数

区 分	計	單 式 学 級							複式学級		特 別 支 援 学 級							
		計	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	2 個 学 年	3 個 学 年	計	知的障 害	肢 体 不自由	体 弱 病 患	調 剤 調 剤	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	言語 障 害
平成27年度	99,115	95,827	16,688	16,321	15,977	15,398	15,707	15,736	954	—	2,334	1,147	21	2	—	11	75	1,078
平成28年度	99,631	95,981	16,453	16,478	16,114	15,900	15,332	15,704	772	8	2,870	1,342	19	3	—	12	65	1,429
国 立	627	627	105	104	105	102	101	110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私 立	1,225	1,225	215	236	226	196	169	183	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 立	97,779	94,129	16,133	16,138	15,783	15,602	15,062	15,411	772	8	2,870	1,342	19	3	—	12	65	1,429
国 頭 村	272	241	32	42	37	45	49	36	27	—	4	4	—	—	—	—	—	—
大 宜 味 村	141	137	23	26	23	19	18	28	—	—	4	1	—	—	—	—	—	3
東 今 婦 仁 村	98	72	15	19	4	14	11	9	25	—	1	1	—	—	—	—	—	—
本 部 町	595	578	101	86	94	92	107	98	—	—	17	14	1	—	—	—	—	2
名 野 座 村	753	682	125	131	110	112	97	107	49	8	14	8	—	—	—	—	—	6
宜 野 座 村	4,187	3,991	684	710	667	662	650	618	47	—	149	66	—	—	—	2	—	81
金 武 町	479	466	87	68	85	83	57	86	—	—	13	10	—	—	—	—	—	3
伊 江 村	780	741	133	109	123	124	132	120	—	—	39	22	1	—	—	—	—	16
伊 平 屋 村	246	243	54	34	39	30	46	40	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—
伊 是 名 村	101	86	11	12	14	15	16	18	14	—	1	1	—	—	—	—	—	—
伊 是 名 村	78	77	17	8	11	16	15	10	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
国 頭 計	7,730	7,314	1,282	1,245	1,207	1,212	1,198	1,170	162	8	246	131	2	—	—	2	—	111
恩 納 村	644	605	109	108	95	98	102	93	17	—	22	13	—	—	—	—	—	9
ろ 末 市	8,362	8,101	1,337	1,357	1,406	1,319	1,327	1,355	11	—	250	131	1	1	—	—	18	99
読 谷 村	2,861	2,824	486	463	483	466	438	488	—	—	37	18	3	—	—	—	—	16
嘉 手 納 町	902	886	136	149	158	151	149	143	—	—	16	13	—	—	—	—	—	3
沖 繩 町	9,875	9,532	1,602	1,621	1,575	1,548	1,551	1,635	—	—	343	143	1	1	—	—	5	193
北 谷 町	2,084	2,025	334	356	349	328	340	318	—	—	59	27	—	—	—	1	—	31
宜 野 湾 市	6,323	6,071	1,053	1,041	1,022	1,011	964	980	—	—	252	99	—	—	—	—	4	149
北 中 城 村	1,093	1,065	169	162	182	189	180	183	—	—	28	13	—	—	—	—	—	15
中 城 町	1,156	1,131	175	208	203	198	187	160	—	—	25	10	—	—	—	—	—	15
西 原 町	2,272	2,205	369	360	382	346	379	369	—	—	67	30	—	1	—	—	3	33
中 頭 計	35,572	34,445	5,770	5,825	5,855	5,654	5,617	5,724	28	—	1,099	497	5	3	—	1	30	563
浦 添 市	8,033	7,767	1,314	1,328	1,284	1,388	1,201	1,252	—	—	266	86	1	—	—	2	—	177
那 覇 市	19,935	19,313	3,295	3,218	3,158	3,213	3,162	3,267	—	—	622	287	3	—	—	4	3	325
久 米 島 町	485	426	85	76	72	63	66	64	40	—	19	14	2	—	—	—	—	3
南 大 東 村	85	81	14	10	19	13	14	11	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—
北 大 東 村	40	13	7	6	—	—	—	—	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那 覇 計	28,578	27,600	4,715	4,638	4,533	4,677	4,443	4,594	67	—	911	391	6	—	—	6	3	505
豊 見 城 市	4,883	4,754	820	859	812	782	739	742	—	—	129	62	2	—	—	—	17	48
糸 満 市	4,244	4,125	713	697	721	673	654	667	—	—	119	60	—	—	—	3	2	54
南 城 市	2,952	2,857	513	485	489	480	415	475	13	—	82	46	—	—	—	—	—	36
与 那 原 町	1,350	1,309	215	232	231	225	201	205	—	—	41	14	2	—	—	—	—	25
南 風 原 町	2,860	2,770	480	489	456	483	431	431	—	—	90	30	—	—	—	—	13	47
八 重 瀬 町	2,084	2,048	399	381	318	330	307	313	—	—	36	24	—	—	—	—	—	12
渡 嘉 敷 村	55	21	8	13	—	—	—	—	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—
座 間 味 村	61	21	10	7	—	—	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栗 原 村	35	17	7	—	—	10	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
渡 名 喜 村	16	—	—	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島 尻 計	18,540	17,922	3,165	3,163	3,027	2,983	2,747	2,837	120	—	498	237	4	—	—	3	32	222
宮 古 島 市	3,415	3,265	550	586	553	516	512	548	86	—	64	37	2	—	—	—	—	25
多 良 間 村	67	67	12	15	7	10	12	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮 古 計	3,482	3,332	562	601	560	526	524	559	86	—	64	37	2	—	—	—	—	25
石 垣 市	3,487	3,277	570	600	572	512	513	510	162	—	48	45	—	—	—	—	—	3
竹 富 町	284	158	48	45	21	25	11	8	122	—	4	4	—	—	—	—	—	—
与 那 国 町	106	81	21	21	8	13	9	9	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八 重 山 計	3,877	3,516	639	666	601	550	533	527	309	—	52	49	—	—	—	—	—	3

中 学 校

表35 学級編制方式別生徒数

区 分	計	単 式 学 級				複 式 学 級			特 別 支 援 学 級						
		計	1 学年	2 学年	3 学年	計	2 個 学年	3 個 学年	計	知的 障害	肢 体 不 自 由	病 弱・身 体 虚 弱	難 聴	言 語 障 害	自 閉 症 併 存
平成27年度	50,184	49,201	16,072	16,565	16,564	81	81	—	902	571	2	—	5	11	313
平成28年度	49,459	48,342	15,794	16,018	16,530	105	105	—	1,012	598	9	1	6	8	390
国 立	477	477	160	157	160	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私 立	2,182	2,182	745	730	707	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 立	46,800	45,683	14,889	15,131	15,663	105	105	—	1,012	598	9	1	6	8	390
国 立	146	143	43	41	59	—	—	—	3	3	—	—	—	—	—
大 宜 味 村	78	76	31	18	27	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—
東 仁 村	48	35	7	12	16	12	12	—	1	1	—	—	—	—	—
今 船 部 町	306	299	100	104	95	—	—	—	7	3	—	—	—	—	4
本 名 護 市	362	356	124	120	112	—	—	—	6	4	—	—	—	—	2
野 座 市	2,021	1,921	610	643	668	—	—	—	100	46	—	—	2	—	52
宜 野 座 村	205	201	55	80	66	—	—	—	4	—	—	—	—	—	4
金 武 江 町	362	346	107	117	122	—	—	—	16	10	—	—	—	—	6
伊 平 屋 村	133	127	42	43	42	—	—	—	6	2	—	—	—	—	4
伊 是 名 村	51	47	12	23	23	2	2	—	2	2	—	—	—	—	—
伊 是 名 村	43	41	8	17	16	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—
国 立 計	3,755	3,592	1,139	1,207	1,246	14	14	—	149	75	—	—	2	—	72
恩 納 村	299	282	94	103	85	8	8	—	9	5	—	—	—	—	4
う 支 市	4,271	4,177	1,397	1,402	1,378	7	7	—	87	52	—	—	1	1	33
嘉 手 納 町	1,498	1,478	468	474	536	—	—	—	20	12	—	—	—	—	8
沖 谷 市	473	470	153	155	162	—	—	—	3	2	—	—	—	—	1
北 繩 市	4,990	4,904	1,638	1,648	1,618	—	—	—	86	55	—	—	—	—	30
宜 野 座 市	1,056	1,044	317	367	360	—	—	—	12	6	—	—	1	—	5
北 野 津 市	2,969	2,903	940	942	1,021	—	—	—	66	38	5	—	—	—	23
中 城 村	525	512	184	165	163	—	—	—	13	8	—	—	—	—	5
西 中 城 村	451	440	141	144	155	—	—	—	11	8	—	—	—	—	3
中 原 町	1,164	1,144	377	378	389	—	—	—	20	12	—	—	—	1	7
中 原 町 計	17,696	17,354	5,709	5,778	5,867	15	15	—	327	198	5	—	2	3	119
浦 添 市	3,879	3,806	1,225	1,285	1,296	—	—	—	73	31	—	—	—	—	42
那 覇 市	9,141	8,926	2,887	2,945	3,094	—	—	—	215	128	1	1	1	3	81
久 米 島 町	245	230	76	69	85	—	—	—	15	14	—	—	—	—	1
南 大 東 村	36	36	11	14	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北 大 東 村	18	18	6	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那 覇 市 計	13,319	13,016	4,205	4,319	4,492	—	—	—	303	173	1	1	1	3	124
豊 見 城 市	2,201	2,149	705	682	762	—	—	—	52	33	—	—	—	1	18
糸 満 市	2,050	2,002	653	670	679	—	—	—	48	30	—	—	—	1	17
南 城 市	1,344	1,314	412	436	466	5	5	—	25	18	1	—	1	—	5
与 那 原 町	609	599	196	188	215	—	—	—	10	4	—	—	—	—	6
南 風 原 町	1,369	1,344	471	412	461	—	—	—	25	18	—	—	—	—	7
八 重 瀬 町	986	965	324	322	319	—	—	—	21	12	—	—	—	—	9
渡 嘉 敷 村	18	18	6	7	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
座 間 味 村	35	26	9	6	11	9	9	—	—	—	—	—	—	—	—
栗 岡 村	28	28	9	9	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
渡 名 喜 村	8	2	—	—	2	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—
島 尻 計	8,648	8,447	2,785	2,732	2,930	20	20	—	181	115	1	—	1	2	62
宮 古 島 市	1,645	1,605	510	551	544	7	7	—	33	20	2	—	—	—	11
多 良 宮 村	56	56	12	28	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮 古 市 計	1,701	1,661	522	579	560	7	7	—	33	20	2	—	—	—	11
石 垣 市	1,531	1,489	488	477	524	25	25	—	17	15	—	—	—	—	2
竹 富 町	106	90	31	29	30	16	16	—	—	—	—	—	—	—	—
与 那 国 町	44	34	10	10	14	8	8	—	2	2	—	—	—	—	—
八 重 山 計	1,681	1,613	529	516	568	49	49	—	19	17	—	—	—	—	2

○気になる子の有所見率について

◆ 1歳6か月児

単位：人、%

年度	事項	精神発達(延)人数 (発達が気になる1歳6か月児の数)	1歳6か月児 受診者数	1歳6か月児 有所見率
H21		568	14,113	4.0
H22		786	14,480	5.4
H23		873	14,767	5.9
H24		914	15,146	6.0
H25		824	14,706	5.6
H26		827	14,384	5.7
H27		725	14,181	5.1

※ 有所見率(%) = 精神発達(延) / 受診児全数 × 100

※23年度から糸満市の有所見者の計上方法が変更となっているため、有所見率に影響があります。

◆ 3歳児

単位：人、%

年度	事項	精神発達 人数	言語発達遅滞 人数	合計数(延べ) (発達が気になる3歳児の数)	3歳児 受診者数	3歳児 有所見率
H21		215	214	429	12,677	3.4
H22		387	340	727	13,691	5.3
H23		416	342	758	14,095	5.4
H24		418	343	761	14,225	5.3
H25		495	372	867	14,613	5.9
H26		452	374	826	14,401	5.7
H27		435	377	812	14,354	5.7

※ 有所見率(%) = (精神発達(延) + 言語発達遅滞(延)) / 受診児全数 × 100

※言語発達遅滞は、診察所見内訳の言語の内、言語発達のことをいう。(参考：乳幼児健康診査報告書：平成27年版p72より)

⑤ 障害福祉施策の主な動向

1 障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

障害者総合支援法（H25.4 施行）の附則で規定されている3年後の見直しについて、社会保障審議会障害者部会が今後の取組についてまとめた。主なポイントを挙げる。

- (1) 常時介護を要する障害者等に対する支援
 - 入院中も医療機関で重度訪問介護により、一定の支援を受けられるよう見直すべき
 - サービスの従業者資格を引き上げ、熟練従業者による実地研修の実施を促進すべき
- (2) 障害者等の移動の支援
 - 障害者等の通勤・通学等に関する移動支援については、「合理的配慮」の対応、教育政策や労働政策との連携を総合的に進めていくべき
 - 医療機関に入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、障害福祉サービス（同行援護、行動援護、重度訪問介護）が利用できることを明確化すべき
- (3) 障害者の就労支援
 - B型は、高工賃を実現している事業所を適切に評価等し、メリハリをつけるべき
 - A型は、就労の質を高めた適切な事業運営のため、運営基準の見直し等を行うべき
- (4) 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について
 - 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しや指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員（仮称））の育成を行うべき
 - 2次判定の引き上げ割合に地域差が見られるので、必要な改善策を検討すべき
- (5) 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について
 - 「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成して普及を図り、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置づけるべき
 - 障害福祉サービスの要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべき
- (6) 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する支援の在り方について
 - 小規模町村で、都道府県や他市町村による事業補完・代替実施の取組を進めるべき
 - 失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることを明確化すべき
- (7) 精神障害者に対する支援について
 - 短期入所について、医療と連携を強化すべき
 - 地域移行に向けたサービスの体験利用の活用を推進すべき
- (8) 高齢の障害者に対する支援の在り方について
 - 現行の介護保険優先原則を維持することは一定の合理性
 - 障害福祉制度と介護保険制度の今後の在り方を見据えた議論を行うべき
 - 障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする見直しを行うべき
 - 相談支援専門員と介護支援専門員の両方の資格が有しやすい方策を講じるべき
- (9) 障害児支援について
 - 重度の障害等のために外出が困難な障害児に対して必要な支援を提供するため、自宅を訪問して発達支援を実施する方策を講じるべき
 - 重症心身障害児に当たらない医療的ケア児について、障害児に関する制度の中で明確に位置付け、必要な支援を推進すべき
- (10) その他の障害福祉サービスの在り方等
 - 事業所の情報（事業内容、第三者評価の状況等）を公表する仕組みを設けるべき
 - 自治体が実施する事業所等への指導事務を効果的・効率的に実施できるよう、当該事務を適切に実施することができる民間法人への委託を可能とすべき

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案要綱

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

一 障害者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実

- 1 重度訪問介護を提供することができる場所として居宅に相当する場所を加えること。
(第五条第三項関係)
- 2 就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、一定の期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整等の便宜を供与する「就労定着支援」を創設すること。(第五条第十五項関係)
- 3 施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行う「自立生活援助」を創設すること。(第五条第十六項関係)
- 4 六十五歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス（介護保険法の介護給付費等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）に係る支給決定を受けていた障害者であって、同法の介護給付費等対象サービス（障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）を受けているもののうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるものに対して、高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとする。こと。(第七十六条の二第一項関係)

二 サービスの質の向上を図るための環境の整備

- 1 障害者等及び障害福祉サービス等を行う者その他の者に対して市町村又は都道府県が行う自立支援給付に関する質問について、都道府県知事が指定する法人に委託することを可能とすること。(第十一条の二関係)
- 2 介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費等の請求があったときに市町村が行う審査について、国民健康保険団体連合会に委託することを可能とすること。(第二十九条第七項、第五十一条の十四第七項及び第五十一条の十七第六項関係)
- 3 補装具の借受けによることが適当である場合に、補装具の借受けに対しても補装具費を支給するものとする。こと。(第七十六条第一項関係)
- 4 障害福祉サービス等の内容及び障害福祉サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、障害者等が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当な情報について、都道府県知事は、事業者又は施設からの報告に基づき、その内容を公表しなければならないものとする。こと。(第七十六条の三関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童福祉法の一部改正

一 障害児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実

- 1 重度の障害の状態にある障害児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜を供与する「居宅訪問型児童発達支援」を創設すること。(第六条の二の二第五項関係)
- 2 保育所等訪問支援を利用することができる者として乳児院等に入所する障害児を加えること。(第六条の二の二第六項関係)
- 3 厚生労働大臣は、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村及び都道府県は、当該指針に即して、障害児通所支援等の提供体制の確保そ

の他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めるものとし、当該計画は障害福祉計画と一体のものとして作成することができるものとする。こと。(第三十三条の十九から第三十三条の二十五まで関係)

4 特定の障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定について、都道府県が定める区域における支援の量が3の都道府県の計画で定める必要な量に達しているとき等は、都道府県知事は、指定申請について指定をしないことができるものとする。こと。(第二十一条の五の十五第二項及び第五項並びに第二十四条の九第一項及び第二項関係)

5 地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、これらの支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。こと。(第五十六条の六第二項関係)

二 サービスの質の向上を図るための環境の整備として、第一の二の1、2及び4と同様の改正を行うものとする。こと。

三 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日

この法律は、平成三十年四月一日から施行するものとする。こと。ただし、第二の一の5は、公布の日から施行するものとする。こと。

第四 検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。

第五 経過措置等

必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

平成28年12月までの計画相談実績

(別紙1)

都道府県名 沖縄県

- ※1 平成28年12月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
 ※2 平成28年12月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）
 ※3 平成28年12月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
 ※4 平成28年12月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
 なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分			
		障害福祉サービス受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	bのうち セルフプラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※3)	計画作成済み人数 d (※4)	dのうち セルフプラン	達成率 d/c (%)
	(合計)	15,743	15,552	113	98.8%	4,810	4,809	47	100.0%
1	那覇市	3,321	3,282	54	98.8%	987	987	5	100.0%
2	宜野湾市	858	851	8	99.2%	380	380	0	100.0%
3	石垣市	548	548	3	100.0%	104	104	0	100.0%
4	浦添市	1,103	1,101	2	99.8%	420	420	16	100.0%
5	名護市	564	546	10	96.8%	165	165	6	100.0%
6	糸満市	630	630	0	100.0%	205	205	0	100.0%
7	沖縄市	1,919	1,919	6	100.0%	581	581	8	100.0%
8	豊見城市	540	522	8	96.7%	191	191	4	100.0%
9	うるま市	1,634	1,607	0	98.3%	449	449	0	100.0%
10	宮古島市	719	707	7	98.3%	107	107	0	100.0%
11	南城市	384	381	0	99.2%	107	107	4	100.0%
12	国頭村	68	68	1	100.0%	6	6	0	100.0%
13	大宜味村	53	53	0	100.0%	1	1	0	100.0%
14	東村	43	43	0	100.0%	2	2	0	100.0%
15	今帰仁村	137	125	0	91.2%	24	24	0	100.0%
16	本部町	177	177	4	100.0%	33	33	0	100.0%
17	恩納村	97	97	0	100.0%	30	30	0	100.0%
18	宜野座村	50	50	0	100.0%	28	28	0	100.0%
19	金武町	189	189	0	100.0%	63	63	0	100.0%
20	伊江村	71	63	2	88.7%	0	0	0	
21	読谷村	394	394	2	100.0%	116	116	2	100.0%
22	嘉手納町	146	145	0	99.3%	37	37	0	100.0%
23	北谷町	310	309	0	99.7%	109	109	0	100.0%
24	北中城村	135	135	0	100.0%	47	47	0	100.0%
25	中城村	191	185	0	96.9%	56	56	0	100.0%
26	西原町	390	383	0	98.2%	102	102	0	100.0%
27	与那原町	185	185	0	100.0%	56	56	0	100.0%
28	南風原町	348	348	0	100.0%	124	124	0	100.0%
29	渡嘉敷村	5	5	0	100.0%	1	1	0	100.0%
30	座間味村	4	3	2	75.0%	0	0	0	
31	粟国村	9	9	0	100.0%	0	0	0	
32	渡名喜村	3	3	0	100.0%	0	0	0	
33	南大東村	7	5	0	71.4%	0	0	0	
34	北大東村	0	0	0		0	0	0	
35	伊平屋村	8	8	0	100.0%	3	3	0	100.0%
36	伊是名村	20	20	0	100.0%	1	1	0	100.0%
37	久米島町	70	65	0	92.9%	1	1	0	100.0%
38	八重瀬町	365	350	4	95.9%	71	71	1	100.0%
39	多良間村	3	3	0	100.0%	0	0	0	
40	竹富町	29	26	0	89.7%	2	1	1	50.0%
41	与那国町	16	12	0	75.0%	1	1	0	100.0%

⑥障害者相談支援事業の実施状況等（平成28年4月1日時点） ※括弧書きは前年度数値

1 障害者相談支援事業（市町村）

- ① 全市町村が事業を実施している（平成27年度も同様）。
- ② 実施方法は、直営のみが29%（29%）、委託を含む市町村が71%（71%）
- ③ 実施方法について、全市町村が3障害に対応している（平成27年度も同様）。
- ④ 対応日・時間について、24時間対応は12%（15%）、24時間365日対応は2%（2%）

2 地域生活支援事業（居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業）（市町村）

- ① 居住サポート事業は17%（17%）が実施
- ② 成年後見制度利用支援事業は59%（46%）が実施

3 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所等（平成28年4月1日時点）

- ① 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は136（109）事業所
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は21%・29事業所（23%・25事業所）
- ② 指定一般相談支援事業所数は36（44）事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は44%・16事業所（45%・20事業所）。
- ③ 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数は260（266）人。
- ④ 平成18年度から平成27年度までの間の相談支援従事者初任者研修（5日間過程）の修了者は、1,299人である。
- ⑤ 上記実績から、相談支援専門員の定着率は、20.0%である。

4 相談支援従事者初任者研修

平成18年度から平成27年度までの間の、相談支援従事者初任者研修等修了者の合計は、3,567人である。

5 自立支援協議会

現在、市町村の83%（34市町村）が設置
そのうち18%・6市町村が平成27年度中に協議会・定例会を開催できていない
（平成26年度は、30%・10市町村）。

6 相談支援体制整備事業について

- ① 全国で、79%・37都道府県（81%・38都道府県）が事業を実施しており、1都道府県あたりの平均人数は10.1名（8.4名）である。
- ② 沖縄県では、圏域ごとに1名ずつアドバイザーを配置している（宮古圏域においては28年度未配置）。

7 基幹相談支援センターについて

- ① 全国で27%（24%）にあたる469市町村・534箇所（429市町村・309箇所）が設置
そのうち、委託による設置は84%（74%）
- ② 県内の設置市町村は、22%・9市町村（22%・9市町村）である。
そのうち、委託による設置は44%（44%）